

YVEC 会員規約

(名称)

第1条

この会の名称は、Yamaguchi Visual Entertainment Creators
(ヤマグチ・ビジュアル・エンターテインメント・クリエイターズ)、
略してYVEC (ワイベック) とする。

(事務所)

第2条

YVEC の事務局は、山口市に置く。

(目的)

第3条

映像を使つての勉強の場や遊び場を提供することで、山口県の映像文化環境を変える
ことを目的とする。

(事業)

第4条

- 1 映像の情報交換、交流、研究、創作活動を行うものとする。
- 2 映像教育を目的とした社会貢献や、映像を手段とした文化活動への参加、協力をする。

(組織)

第5条

- 1 YVEC は、代表、執行部、事務局長の役員、及び会員をもって組織する。
- 2 必要に応じ、部会や部会長を設定する。

代表

- 1 代表は、YVEC を代表し、会務を総括する。
- 2 代表に支障がある時は、代表が執行部または会員より委任した者が、その職務を代行する。

執行部

執行部は、代表が指名した若干名で組織する。

(事務局)

第6条

事務局から会員への連絡は、原則として掲示板とメールで行うものとする。
必要な場合、会員は掲示板にて返信を書き込まなければならない。
返信が必要な場合の期限は原則1週間とする。

(会員資格)

第7条

- 1 映像（ドラマを中心とした）に関する制作を目的とし、プロ、アマチュアを問わないクリエイターの集まりである。
- 2 会員は、山口県内に在住もしくは職場を持つ、映像関係のクリエイターであることを第一条件とする。
- 3 YVECにおける映像関係のクリエイターとは、映像の監督、撮影、CG、照明、音響メイクアップの各関係者の他、役者、美術関係者、作曲家など、映像全般に関係する者をいう。
- 4 映像関係のクリエイターは、それが職業となっていなくても、職業にする必要もなく、映像に係わりたいと願っている者で構わない。

次の場合は、会員の資格を剥奪する。

- (1) YVEC に対し、何らかの被害を与えた場合。
- (2) 映像制作に対し、意欲が失せた場合。
- (3) 一般にいうところの、危険思想を持った場合。
- (4) 会議に3回無断欠席した場合。

入会手続き

新入会員は、既会員の推薦の後、執行部の承認があれば、誰でも入会できる

(会費)

第8条

- 1 会費は次の通りとする。
月額1000円とする。
集金は、会議時及び活動日に行う。領収は、後日メールにて送るものとする。
会費は12ヶ月分徴収し、途中で退会する場合残りの会費については返却しない。未払いの場合は年度末分までを支払うものとする。
- 2 イベント等の必要経費は、執行部によって決定し、その都度徴収するものとする。
- 3 保険の関係で毎年1月に在籍確認をする。(個人情報関係)

- (1) 3月で卒業の場合でも1年分の会費は納入すること。
- (2) 卒業が決まっている場合は1月～3月までのイベントなどの特別徴収は支払わなくてよい。(但し、イベントの当事者の場合は支払い、責任を持って進行しなければならない)

(準会員(500円会費会員)と正会員(規定会費会員)について)

第9条

- 1 準会員(500円会費会員)とは、基本的なYVEC会議への出席が難しい会員の事である。
- 2 準会員(500円会費会員)の会費は毎月、500円とする。この会費納入をもって、YVEC会員と認めるが正会員(規定会費会員)とは以下の条件を差別化する。
 - (1) 500円会費会員は、保険(年間のスポーツ・文化保険)の保険料は自費とする。
 - (2) YVEC会議時の資料・駐車料金などは自費とする。
 - (3) YVEC会議への出席義務はない。(出欠確認もしない)

(その他)

第10条

- 1 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、執行部の承認を得て決定する。
- 2 本規約の改正は会員の要請により決議を行い、全会員の半数以上の同意によって決定する。
但し、賛否同数の場合は代表の決定による。

附則

この規約は、2007年6月17日より施行する。

2005年4月 改定

2007年6月17日 改定

2010年4月1日 改定

2010年11月13日 改定